

前回までの建設検討委員会の意見等に対する報告

1. 第10回建設検討委員会での質疑・意見

第10回建設検討委員会でもいただいた質疑・意見への対応を表1に示す。

表1 第10回建設検討委員会でものご質問、ご意見

No	質疑・意見	対応
1	<p>【資料3概算事業費及び事業スケジュールについて】</p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合の計画時では、各施設の財源内訳が示されていた。可能であれば各施設の財源内訳を示してほしい。</p>	<p>基本計画素案 p.161 に各財源構成のイメージ図を示す。</p> <p>なお、交付対象・交付対象外の割合等は、現段階における想定値であり、来年度以降の事業者選定において変更の可能性がある。</p>
2	<p>【資料3概算事業費及び事業スケジュールについて】</p> <p>地元の要望、特にエネルギー利用の部分について、取りまとめた時点で早めに情報をいただきたい。</p>	<p>別紙1に地元協議会からの「埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書」を、別紙2に「埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書の検討結果について」を添付する。</p> <p>また、この内容に伴う修正点については、下記3に示す。</p>

2. 第4回建設検討委員会資料1の訂正

- ①第4回建設検討委員会資料1において、平成30年度から令和4年度の過去5年間の平均値を用いて、可燃ごみ中に含まれるプラスチック類の割合及び排出量を示した(図1)。
- ②しかしながら、第4回資料では、割合は乾燥ごみベース(合成繊維のみ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver.4.9)(令和5年4月、環境省)」から湿潤ベースの値を使用)、排出量は湿潤ごみベースとなっていたため、正しい数値が算出できていなかった。
- ③正しい算定結果を図2に示す。プラスチック類は乾燥ごみベースで3,338tと算定された。
- ④なお、この訂正により、処理方式の二次選定における二酸化炭素排出量の数値に変更が生じたが、選定結果に影響はなかった(基本計画素案 p.50~61)。

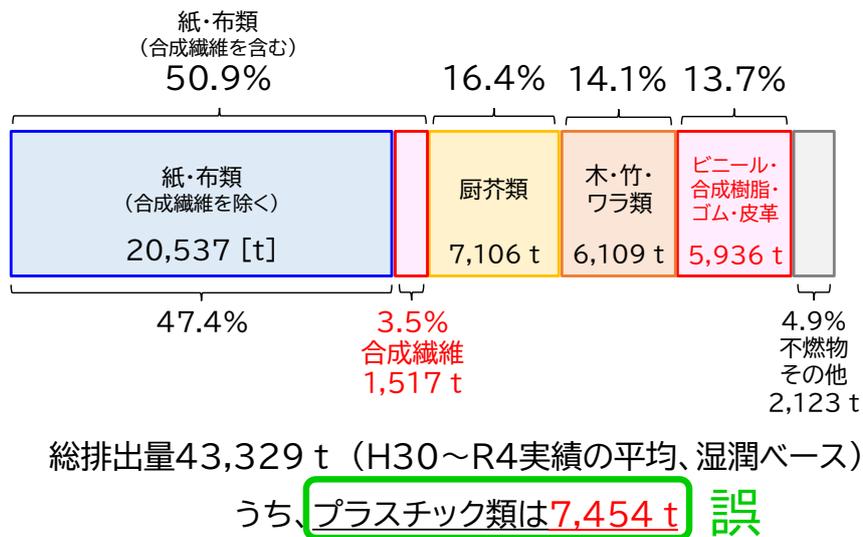


図1 可燃ごみの物理組成及び各排出量【第4回建設検討委員会資料1より一部追記して再掲】

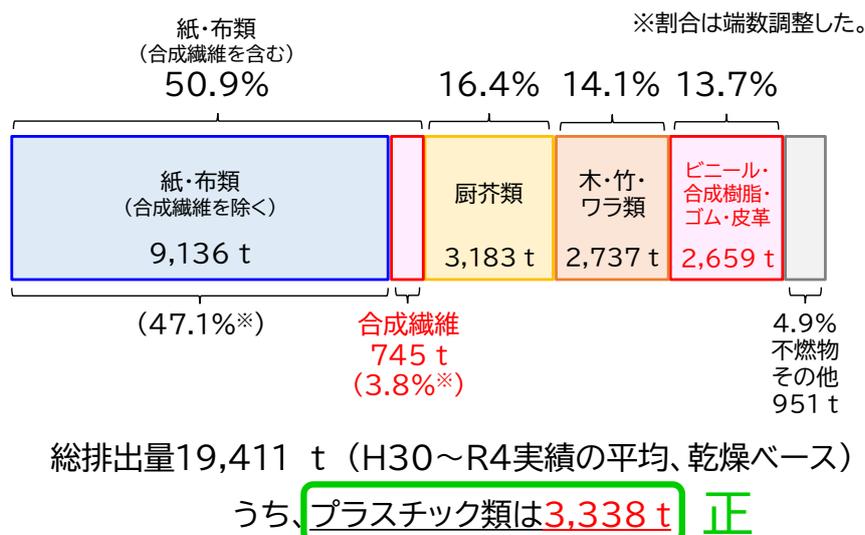


図2 可燃ごみの物理組成及び各排出量(訂正)

3. 基本計画素案における建設検討委員会資料からの変更箇所について

基本計画素案の作成にあたり、建設検討委員会資料に記載した内容から変更となった箇所を表 2 及び表 3 に示す。

表 2 建設検討委員会資料から基本計画素案への変更点(全体共通)

No	変更点	概要
1	余熱利用の方針決定に伴う記載の変更	p.85 図 3.19 余熱利用量(なしで試算)を削除した。 p.86 エネルギー利用の基本方針 p.87 新施設に求める役割・機能 p.92 表 3.40 新施設における耐震安全性の目標のうち役割・機能 p.101~102 表 3.45 及び表 3.46 新施設における環境学習・啓発機能の導入方針 p.143 表 3.65 調整池等の備考(建設検討委員会第6回資料 2 表 2)
2	施設の名称	・「可燃ごみ処理施設」→「可燃ごみ処理施設」または「エネルギー回収型廃棄物処理施設」とし、処理方式決定後(p.63 以降)は後者で記載。 ・「プラスチック類処理施設」→「プラスチック類資源化施設」※ ・「剪定枝処理施設」→「剪定枝資源化施設」※ ※建設検討委員会では中間答申から変更している。
3	表記ゆれの統一	表記ゆれ統一のため、文言の軽微な変更を行った。
4	図表のデザイン	分かりやすさ及び計画全体での統一感を持たせるため、一部図表のデザインを変更した。

表 3 建設検討委員会資料から基本計画素案への変更点(ポイント)

No	建設検討委員会資料(該当箇所)	基本計画素案(変更内容)
1	第2回資料1 表17 元素組成のうち、硫黄(S)と塩(Cl)	p.49 表3.8 数値が反対となっていたため、修正した。 (誤)→(正) 硫黄(S):0.12%→0.03% 塩素(Cl):0.03%→0.12%
2	第2回資料3 図1 ごみ処理に係る温室効果ガス発生プロセス	p.75 図3.13 以下の方針決定に合わせて、図を一部変更した。 ・焼却(ストーク式)に決定したこと ・焼却灰等のセメント原料化を行うこと
3	第2回資料3 表8 脱炭素への貢献	p.54 表3.14 文言を一部修正した。 ・焼却方式、ハイブリッド方式、ガス化溶融方式について 「発電した電気は化石燃料の代替となる」→「発電した電気は化石燃料による発電の代替となる」 ・ハイブリッド方式について 「焼却方式と比較すると、発電量は多くなり」 →「焼却方式と比較すると発電量は多くなる場合もあり」 ※導入する発電設備や運転方法により発電量が少なくなる可能性もあるため。
4	第2回資料3 表6 及び表8 第3回資料1 表5 建設実績の調査範囲	p.54 表3.14 施設規模の縮小を考慮し、調査対象範囲を70t/日～300t/日とした。一次選定結果への影響はありません。
5	第2回資料4 表3 及び表5 排ガスに係る法令等基準値 悪臭、騒音、振動、排水に係る法令等基準値	p.70～71 表3.29 及び表3.30 記載が抜けていたため、 排ガス(硫黄酸化物(SOx))及び騒音・振動の関係法令に「埼玉県生活環境保全条例」を追加した。

No	建設検討委員会資料(該当箇所)	基本計画素案(変更内容)
6	第2回資料4 表6及び表7 生活排水基準値	p.72 表3.31及び表3.32 法改正に伴い以下の基準値を修正した。 六価クロム化合物の基準値 「0.5mg/L」→「0.2mg/L」 ※令和6年4月改正 大腸菌数の名称及び基準値 「大腸菌群数」→「大腸菌数」 「3,000 個/cm ³ 」→「800CFU(コロニー形成単位)/mL」 ※令和7年4月改正予定
7	第2回資料4 p.7 環境保全対策	p.74 表3.34 ・排ガス(大気)の処理方式に関する追記 ・排水の項目の追記
8	第2回～第4回 処理方式の選定	p.50～61 施設規模の変更(167t/日→147t/日)に伴い定量評価の見直しを行った。総合評価の点数で以下の変動があったが、選定結果「焼却(ストーカ式)の決定」への影響はありません。 ・焼却(流動床式)100点→92点
9	第4回資料1 可燃ごみ中に含まれるプラスチック類について	p.58 他 処理方式の二次選定のうち「二酸化炭素排出量」の評価において数値を再試算した。【本資料 p.2 参照】 p.78 他 二酸化炭素排出量の比較において、可燃ごみ中のプラスチック類の燃焼に影響したため、再試算の方法と同様に検討した。
10	第5回資料3 図2 可燃ごみ処理施設の余熱利用の推移	p.82 図3.17 令和4年度の最新データに差し替えた。
11	第5回資料4 表2 調整事項	p.142 表3.64 その他の配置方針として以下を追加した。 ・緑地及び調整池については、必要に応じて多目的に利用できる機能を持たせる ・搬入車両に付着した汚れを敷地外へ持ち出さないよう、洗車スペースを設ける

No	建設検討委員会資料(該当箇所)	基本計画素案(変更内容)
12	第6回資料2別紙1 施設配置イメージ図	p.145 図 3.37 ・車両動線の追記 ・ランプウェイの勾配を図に反映
13	第8回資料1 表4 環境学習・啓発機能の導入方針	p.102 表 3.46 地元協議会の結果を踏まえて、「緑地等を活用した屋外施設」及び「会議室の多目的利用」の導入を検討することとした。
14	第8回資料2p.1の表 廃棄物処理施設に求める役割・機能の検討方針	p.87 表 3.37 構成市町及び地元協議会との調整を踏まえ、対応方針を記載した。
15	第8回資料2 表4 新施設における耐震安全性の目標	p.92 表 3.40 防災計画上の避難所としての役割は設定しないこととした。
16	第9回資料2 第10回資料2 VFMの算定条件	p.151 表 4.4 他 建設検討委員会では、整備期間として4年間の場合と5年間の場合のVFMをそれぞれ算定したが、評価結果に影響がなかったことや現段階での整備スケジュール案は4年間想定であることから、5年間の結果は割愛した。
17	第9回資料2 第10回資料2 VFMの算定条件	p.151 表 4.4 地方債金利の措置期間に誤りがあったため、修正した。 「4年間」→「3年間」
18	第9回資料3 エネルギー利用方針	p.85～86 図 3.19 地元協議会の結果を踏まえて、図 3.19 及びエネルギー利用の基本方針を修正した。 図 3.19→余熱利用量(なしで試算)を削除した。 エネルギー利用の基本方針の2つ目 「経済的かつ効率的な範囲で最大限の発電を行う」 →「経済的かつ効率的な範囲で最大限の発電と売電を行う」
19	第10回資料2 表5 定性的評価の結果	p.154～155 表 4.6 及び表 4.7 レイアウトの都合により、評価に大きな影響のない一部の記載を割愛した。

No	建設検討委員会資料(該当箇所)	基本計画素案(変更内容)
20	第10回資料3 表1及び図1 交付金及び地方債の概要 財源構成イメージ	p.160~161 表 4.11 及び図 4.5~図 4.7 建設検討委員会の意見を踏まえて追記した。【本資料 p.1 参照】

以上



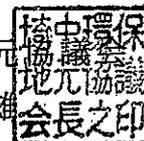
令和6年9月4日

埼玉中部環境保全組合管理者
吉見町長 宮崎善雄様

埼玉中部環境保全組合副管理者
鴻巣市長 並木正年様

埼玉中部環境保全組合副管理者
北本市長 三宮幸雄様

埼玉中部環境保全組合
新たなごみ処理施設等地元
会長 宮永文雄



埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴組合では、埼玉中部環境センターの老朽化に伴い、新たなごみ処理施設等の建設事業に着手され、当施設の建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決めました。

このような中、建設予定地の地元である郷地安養寺の自治会代表者等で構成する本協議会は、当施設が地元にとってよりよい施設となるためには、地元と組合さらには組合を構成する市町の連携の下、何に取り組むことが重要かなどについて話し合いを重ねてまいりました。

このたび、その成果として、当施設の建設にあたっての意見、要望等をまとめ、下記のとおり提出いたします。売電による収益の一部を活用するなどして、地元の意見要望等をできるだけ反映していただけるよう検討をお願いします。

記

1. 周辺道水路の整備等

貴組合が当施設の建設予定地と定めた場所は、広大な農地の一角にあることから、施設周辺の排水機能の維持が極めて重要となります。現状を調査した上で、これらに適切に対応するとともに、施設周辺の生活道路や農道及び水路についても、生活環境の保全向上のために必要な整備をお願いします。また、当施設に関係した周辺農作物等の被害については、それに対する補償をお願いします。

より安全な交通環境の実現には、歩車分離が効果的であると考えます。郷地橋から建設予定地に通じる県道内田ヶ谷鴻巣線の歩道整備の延伸について、事業主体である埼玉県をはじめ関係機関に対し、積極的な要望活動を展開されるようお願いいたします。

2. 周辺環境の保全

当施設を整備することにより、その周辺環境に課題が生じることは避けなければなりません。そのためにも、大気、騒音、振動、臭気などを始めとする環境保全については、組合において対策を講じ、それが実践されているかについて定期的に調査を行い、その結果を地元住民に報告するようお願いいたします。

また、周辺の交通環境については、交通量調査を行ったうえで、渋滞等が発生しないよう車両の搬入計画を立てるなど、必要な対策を講じるとともに、信号機や右折帯の設置などについても、適宜関係機関に対して要望されるようお願いいたします。

また、施設の建設時における建設関係車両の往来については、周辺の交通流に影響を及ぼさないようお願いいたします。

3. 災害時の緊急的な避難への配慮

近年、多発する地震や集中豪雨などにより、至る所で大規模災害が発生し、被災された方のたいへんなご苦労が報道されている状況にあります。このようなことから、災害発生の際に、当施設に緊急的に避難できるよう配慮をお願いします。

4. ふれあい・コミュニティ施設の整備

当施設が、地元にとってよりよい施設となるためには、施設の特性を生かすなどして、地元住民をはじめ多くの人々が集いふれあうことのできる場所の整備が重要であると考えます。

地元協議会では、この具体例として、余熱を利用した温浴施設、緑地を利用した屋外施設、施設周辺も含めた遊歩道、会議室等の多目的利用を要望します。

5. その時々の課題への対応

当施設の操業は長期間になると考えられ、時代の進展とともに当施設を取り巻く環境等も変化していくものと推察されます。長期の操業が見込まれる中で地元が安全安心を継続できるようその時々の課題に柔軟に対応できる仕組みの構築をお願いします。

以上



埼中環保第114号
令和6年10月11日

埼玉中部環境保全組合
新たなごみ処理施設等地元協議会
会長 宮 永 文 雄 様

埼玉中部環境保全組合
管理者 宮 崎 善 雄



埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書の
検討結果について（報告）

快適の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び
申し上げます。

平素、組合事業の円滑な推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し
上げます。

さて、標記の要望書（令和6年9月4日付、埼玉中部環境保全組合
新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書）について、検討した結果
を下記のとおり報告します。

記

1. 地元対応に関する基本的な考え方

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等（以下、「当施設」という。）
の建設及び運営に関する事業をより円滑に推進するためには、地元住民
の皆さまの意見や要望、さらには懸念される事柄などをお聞きしながら、
地元と組合、構成市町が一体で事業を進めていくことが、重要であると
確信しております。

この考え方の下、標記の要望書を参考に、売電による収益の一部を
活用するなどして、地元対応に取り組むものとします。

2. 要望事項への取り組みの要点

(1) 周辺道水路の整備等

当施設周辺の排水の状況については、現状を調査したうえで、当施設が建設されたことにより、現状が悪化しないよう対策を講じます。

また、地元要望に係る道路・水路の整備については、組合と構成市町とで連携し、計画的に実施できるよう検討します。

なお、当施設の建設及び維持管理に起因し、周辺農作物等に被害が生じた場合は適切に対応します。

県道内田ヶ谷鴻巣線の歩道整備の延伸については、地元の要望を踏まえ、埼玉県はじめ関係機関に対して、組合と構成市町で連携し、積極的な要望活動を行います。

(2) 周辺環境の保全

周辺環境の保全は、当施設を建設及び維持管理するうえで、重要な取り組みの1つです。現在、生活環境影響調査を実施しており、この調査から得たさまざまなデータを基に、周辺環境の保全に取り組みます。

また、調査が必要な項目（大気、騒音、振動、臭気、水質など）については、法令で定められた基準値（法令等基準値）及びその数値よりもさらに厳しい組合独自の基準値（自主基準値）を設けて、それを遵守するとともに、その調査内容を、適宜住民の皆さまへお知らせします。

なお、関係車両の往来については、交通量調査などのデータを基に、施設周辺の交通環境に悪影響を及ぼさないよう対策を検討します。

さらに、信号機や右折帯の設置についても、上記のデータ等を踏まえつつ、関係機関に対して、要望を行います。

(3) 災害時の緊急的な避難への配慮

災害発生時の当施設の役割は、主に災害ごみを適切に処理することであり、市民の避難所としての役割は、当施設以外の施設が担うものと推察されます。

当施設は、防災計画上の避難所とはならないまでも、災害時の緊急的な避難については、自主的に対応する必要があるとの認識です。

(4) ふれあい・コミュニティ施設の整備

組合では、当施設がその特性を生かしつつ、地元の方々を始め、多くの人々が集い触れ合うことのできる機能を保持するなど、地域に多面的な価値をもたらす施設になることが、よりよい施設の建設につながるものと考えています。

このことを念頭に置き、標記の要望書で提案いただいた施設等について、経済性効率性などを踏まえ検討しました。

「余熱を利用した温浴施設」については、先進事例などから考察すると建設及び維持管理の費用が多額になる懸念があること、周辺の温浴施設では利用者が減少傾向であることなどから、当該施設の整備については難しいものと考えます。

「緑地を利用した屋外施設」と「会議室等の多目的利用」については、本体施設（ごみ処理施設全体）の建設にあたり設置が必要となる緑地や調整池、及び会議室を多目的に活用することが費用や利用の面から効率的であることから、当該施設等の整備について検討していきます。

「施設周辺も含めた遊歩道」については、その範囲が当施設以外にも及ぶことから、埼玉県及び鴻巣市等、関係機関の意向を確認しつつ、整備について検討していきます。

(5) その時々課題への対応

当施設は、要望書に記述のとおり、長期間にわたって操業されます。現在の埼玉中部環境センターも今年度で41年目となりました。

このような中で、組合と地元との連携が継続的に行われることは、当施設のよりよい運営の観点から極めて重要であると認識しています。組合では今後も地元協議会を通じて、地元の方々との意見交換の場を積極的に設けるなどして、その時々課題に適切に対応できるよう取り組んでいきます。

以上